

平成31年1月25日  
自動車局整備課**STOP違法整備！あなたのクルマは違法に整備されていませんか？**  
**分解整備を伴う車検や点検整備を依頼する際は、国の認証を受けた整備工場へ**

自動車の「分解整備」を違法に行う事業者の情報収集を行うとともに、自動車ユーザーへの周知・啓発のため、自動車整備の委託先に関するアンケート調査を実施します。

自動車ユーザーの多くは、車検や点検整備を『自動車整備のプロフェッショナル』である自動車整備工場へ委託しています。しかしながら、本来、国の認証を受けなければ行うことができない「分解整備」を、認証を受けないで行う違法事業者（未認証工場）が存在し、これまでに、不適切な整備作業が行われた例や、実際には整備を行っていないにもかかわらず、行ったように装う例も報告されているところです。

このように、未認証事業者による分解整備作業は、安全上の問題があるばかりでなく、自動車ユーザーの誤認を招く違法行為であるため、国土交通省では、その実態把握を行い、未認証工場対策や自動車ユーザーへの周知・啓発を行うため、自動車整備の委託先に関するアンケート調査（別紙）を実施します。

**【参考】平成29年度調査結果**

Q あなたは誰に車検を依頼しましたか？※

※ 車検時の点検整備は、通常、分解整備を伴うため、認証工場へ依頼することが一般的。

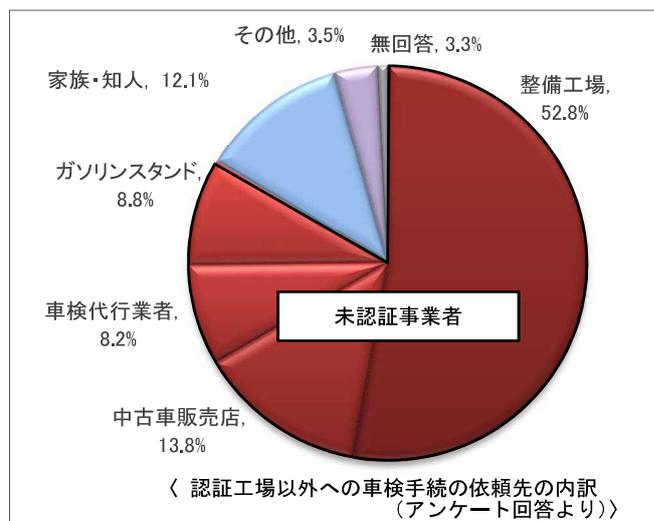
**アンケート対象（約16万人）：**

- ・ 認証を受けた整備工場（認証工場）、又は
- ・ 使用者本人

以外の者（ユーザー車検代行事業者など）が  
車検手続を行った車両の使用者

**結果・考察：**

- ・ 8割超が、本来、分解整備を行ってはならない整備工場、中古車販売店、車検代行業者、ガソリンスタンドへ依頼。
- ・ 「整備工場へ委託した」と回答したユーザーは、認証工場と未認証工場を混同しているおそれ。

**【問い合わせ先】**

自動車局整備課 田辺、齋藤

代表：03-5253-8111（内線 42423）、直通：03-5253-8600